

臨教審第二次答申を読んで ——第一次答申との比較を中心に——

東京家政学院大学 山田 順子

1. はじめに

臨時教育審議会の『教育改革に関する第二次答申』が、本年（昭和61年）4月23日に提出された。以下に、その内容を、同審議会が昨年6月26日に提出した第一次答申と比較しながら検討してゆきたい。

2. 評価できる点

(1) 教育基本法の尊重

評価できる点として、まず、第二次答申の中で教育基本法の尊重を明記したことをあげたい。

教育基本法の精神について、第一次答申では、「本審議会は、——中略——教育基本法の精神にのっとり審議を進めてきた」（はじめに）、「今次教育改革は、教育基本法の精神にのっとり進められるものである」（第一部 教育改革の基本方向、第四節 改革の基本的考え方）、「教育基本法の精神が、今後の我が国の教育に生かされるよう、その正しい認識の確立に努める」（第二部 本審議会の主要課題、1 二十一世紀に向けての教育の基本的な在り方、(1) 教育の目標）と述べているのみである。

これに対して、第二次答申では、『教育基本法の精神』という項目を新たに設けて「今次教育改革は、幅広い国民的合意を基礎に、教育基本法の精神を我が国の教育土壌にさらに深く根付かせ、二十一世紀に向けてこの精神を創造的に継承、発展させ、実践的に具体化していくことでなければならない」（第1部 二十一世紀に向けての教育の基本的な在り方、第4節 二十一世紀のための教育の目標、(1) 教育基本法の精神）と明記し、教育基本法の精神についての臨時教育審議会（以下、臨教審）の考え方にもかなり紙面を割いている。

(2) 教育荒廃の要因分析

今日の“教育の荒廃”ともいうべき状況を招くに至った諸要因等についての第二次答申の分析は、第一次答申のそれよりかなり充実しているといえよう。

教育の荒廃をもたらした原因と責任について、第二次答申では「その最も根深いところで大人社会全体にあるのであって、子どもたちはその犠牲者であるという。大人社会自身の自省自戒の視点

を忘れてはならない」(第1部 二十一世紀に向けての教育の基本的な在り方, 第2節 学校教育の荒廃, (2) 教育荒廃の諸要因)と述べ、親・教師・学校・社会のそれぞれにかなり率直な苦言を呈している。

また、教育委員会に対しても、「近年の校内暴力、陰湿ないじめ、いわゆる問題教師など、一連の教育荒廃への各教育委員会の対応を見ると、各地域の教育行政に直接責任をもつ「合議制の執行機関」としての自覚と責任感、使命感、教育の地方分権の精神についての理解、自主性、主体性に欠け、二十一世紀への展望と改革への意欲が不足していると言わざるを得ないような状態の教育委員会が少なくないと思われる」、「教育委員会は、最近の一連の教育荒廃問題への対応等に見られるように、制度として形骸化していたり、活力を失ってしまっているところも少なくなく、制度本来の機能を十分に果たしているとは言い難い」(いずれも、第4部 教育行財政改革の基本方向, 第2節 地方分権の推進, (2) 教育委員会の使命の遂行と活性化)と述べ、その原因についても教育関係者の責任を厳しく追及している。

(3) 審議経過の概要公開

審議経過の概要もかなり詳しく公開されており、特に臨教審編集の月刊誌『臨教審だより』には、臨教審委員および同専門委員の各人ごとの考え方や意見の相違もあまり隠蔽せずに掲載しようと努めている姿勢が感じられる。また、同誌では、毎回、各地で行われている教育実践や先導的試行なども紹介されている。

これらの点で、同誌は従来の政府による広報誌とは一味違ったものになっている。

(4) 歴史認識

第一次答申では、今日の状況に至るまでの歴史認識が希薄だった。⁽¹⁾ それに比べると、第二次答申では、一応臨教審なりの歴史認識は打ち出されているといえよう。

3. 改善を求めたい点

歴代政府の文教政策についての分析が欠如していることを、第一に指摘せねばならない。

第二次答申では、戦後教育を三つの時期に区分し、昭和27年から同46年までの時期を第二期とし、その時期について「占領期に骨組みのできあがった新教育制度にいくつかの制度上の手直しが行われたのち、戦後復興期から高度経済成長期にかけての戦後教育の量的拡大、大衆化と制度の整備拡充の時期」(第1部 二十一世紀に向けての教育の基本的な在り方, 第1節 歴史の教訓, (2) 「第二の教育改革」と戦後の教育)としている(傍点筆者)。

このように第二次答申が、昭和27年～46年までの時期を「新教育制度にいくつかの制度上の手直しが行われた」として済ませてしまっていることについては、異論を持つむきも多いのではないだろうか。

先に、第二次答申の評価できる点として、同答申が今日の教育の荒廃を招いた原因と責任は「大
人社会全体にある」と述べ親・教師・学校・社会の責任についてかなり厳しく言及していることを
あげた。それだけに、歴代政府の文教政策を組上に載せることを意識的に回避しているかのような
答申の記述は、戦後教育の分析としてはあたかも画竜点睛を欠くの如くであり、その姿勢は私心な
く教育のあり方を問う審議会のものとしては著しく徹底を欠いているといえよう。

昭和25年（1950年）の朝鮮戦争以後のアメリカの対日政策の変化もあり、戦争直後の教育改革
（答申では戦後教育の第一期としている昭和20年から27年までの時期が、これにあたる）が批判さ
れ、修正が主張されるようになる。

この間の推移を見てゆくと、以下の如くである⁽²⁾。1952年に天野貞祐文相から岡野清豪文相へか
わる。これは、「学者文相」から「党人文相」への交代ともいえよう。さらに1953年に、旧内務
官僚の大達茂雄が文相に就任し、文部行政の方向が急変する。1954年の「義務教育諸学校におけ
る教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」、1956年「教科書法案」「地方教育行政の組織
及び運営に関する法律」（教育委員の公選制度の廃止、任命制の発足）、1957年勤務評定の実施、
1958年学習指導要領の改訂による基準性の強化と道徳の特設。

稲垣忠彦は、「（このような）一連の施策のもとで分権は消去され、教育内容、教師への統制が
すすめられていった」⁽³⁾と述べ、また「（戦争直後の教育改革に加えられた修正は）教育基本法、
六・三・三・四制という理念と制度を存続しつつ、教育の中央集権化、教育内容の規制をなくす
し的にすすめることによって、教育の実体を管理するという方式によってすすめられた」⁽⁴⁾として
いる。この見解は、概ね妥当なものといえよう。

臨教審には、親や教育関係者の責任を追及する際に見せた鋭さや率直さを、これまでの文教政策
を分析する際にも大いに発揮してもらいたい。

4. 実現に関する危惧

臨教審の提出した答申を受けそれを実現してゆく第一の責任は、政府にある。

だが、答申の提案が政府によって確実に実施されてゆくかどうかについての危惧は、臨教審委員
自身にもあるようだし、⁽⁵⁾また教育界を始めとする国民の強い抵抗や批判を予想している専門委員も
いる。⁽⁶⁾

答申では具体化の手順が明記されていないため、文部省が都合のよい部分だけを“つまみ食い”
するのではないかという懸念を持つむきもあれば、⁽⁷⁾現場の裁量で弾力的に扱うことが認められてい
たはずのものが上から降りてくる間に次第に硬直化してしまうという構造や、現場の末端硬直的な
体質を指摘する声もある。⁽⁸⁾

また、答申の提案を一応評価しながらも、それが実施された場合に生じる弊害を危惧するものも
いる。⁽⁹⁾

第二次答申は財政の裏付けを欠いているため実現性が不明だったが、答申提出後、藤尾文相の就

任、財政難による教育改革予算獲得のつまずき等、臨教審を取り巻く環境は今や前途多難である。

5. おわりに

教育荒廃といわれる中でも、臨教審の答申の如何を待つまでもなく、全国各地で地道な教育活動の実践も重ねられている。

委員25名、専門委員20名という多人数で、ともかく一つのまとまった見解を打ち出そうとしてきた臨教審の努力は多とすべきかもしれない。だが、どのような答申もすべての国民を満足させることは不可能だろう。また、答申の提案がたとえ完璧に実現されても、なお不満を抱く国民もいよう。

いかに素晴らしい提案がなされ、それに基づく行き届いた制度が実現されても、国民の一人一人がそれぞれの立場からそれに主体的に参加し、それを支え育ててゆこうとしなければ、せっかくの制度も画餅に帰すことになるだろう。答申や政府の対応を待つだけでなく、一人一人がまず自分の守備範囲でできる小さなことから始めてゆくのが、迂遠なようだが改革への最も着実かつ確実な道かもしれない。

注

- (1) これについては、山田順子「忘れられた出発点」『学校経営研究』 1986年4月 p. 25～28を参照。
- (2) 以下の部分は、稲垣忠彦『戦後教育を考える』 岩波書店 1984年 p. 59からの引用を中心にまとめた。
- (3) 稲垣忠彦『戦後教育を考える』 岩波書店 1984年 p. 59
- (4) 稲垣忠彦『戦後教育を考える』 岩波書店 1984年 p. 6
- (5) 例えば、「私は臨教審を閉ずる際には、行革審みたいなものをつくってずっと答申が実現されるよう見守る仕組みをつくっていくということが大事だと思います。これは最終答申に盛り込まなければいけない一つの事項だと思いますね。この答申は国の大きな改革の方針だということで、政府が受け継いでいくためのシステムをつくり上げるということで提言すべきではないでしょうか」（「臨教審答申をめぐる」臨時教育審議会編『臨教審だより』 第一法規 1986年7月号 p. 32の宮田義二委員の発言）
- (6) 菊池幸子「創造的答申と勇氣ある実践を」『臨教審だより』 第一法規 1986年7月号（通巻第23号） p. 15参照。
- (7) 「臨教審の役割と課題」朝日新聞 1986年8月21日 朝刊 4面
- (8) 村田栄一「八方美人的目配りのよさが失わせるメスの刃え」『朝日ジャーナル』 朝日新聞社 1986年5月5日号 p. 8
- (9) 例えば、生涯学習体系の構想を一応評価しながらも、「いつ、どこで学んでも、それが評価される」ということによって、社会全体が新たに＜資格社会＞となる危険がありはしないか（教育

改革理念と臨教審答申批判」『世界』 岩波書店 1986年7月号 p. 175)とか、「社会の学校化」に転じる危険もある(村田栄一「八方美人の目配りのよさが失わせるメスの冴え」『朝日ジャーナル』 朝日新聞社 1986年5月5日号 p. 7)などの指摘。